

東京都福祉保健局障害福者施策推進部施設サービス支援課生活基盤整備担当 宛

メール：S0410819@section.metro.tokyo.jp

電話：03(5320)4152

都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業公募要項
調布市西町290番8外1筆（調布基地跡地）
障害福祉サービス事業所（重症心身障害者等）

質 問 票

法人名	
連絡先電話番号	
メールアドレス	
担当者職・氏名	

※ 質問事項1件ごとに記入してください。質問数に応じて、行の追加・削除をしてください。

No.	公募要項 該当箇所	質問内容
1	<input type="checkbox"/> ページ <input type="checkbox"/> 行目	
2	<input type="checkbox"/> ページ <input type="checkbox"/> 行目	
3	<input type="checkbox"/> ページ <input type="checkbox"/> 行目	
4	<input type="checkbox"/> ページ <input type="checkbox"/> 行目	
5	<input type="checkbox"/> ページ <input type="checkbox"/> 行目	

※ 電子メールにより令和4年10月27日（木曜日）から10月31日（月曜日）午後5時まで提出の上、必ず電話にて到達確認をしてください。
（ただし、土曜日、日曜日を除く。）

様式一覧（応募申込書類）

	No.	提出書類	様式
応募申込書提出時必要書類	1	応募申込書	様式 1
	2	担当者連絡先	様式 2
	3	法人定款（最新のもの）	
	4	法人登記事項証明書（応募申込前 3 か月以内に発行されたもの）	
	5	法人代表者の印鑑証明書（応募申込前 3 か月以内に発行されたもの）	
	6	法人の沿革・概要	様式 3
	7	事業所一覧	様式 4
	8	役員名簿	様式 5
	9	代表者の経歴	
	10	法人運営に関する基本的な考え方・理念	様式 6
	11	現在、実施している全ての施設に関する資料（特色及び事業概要等、パンフレット可）	
	12	既存運営施設の指導検査結果、改善報告書（過去 3 か年）	
	13	既存運営施設の第三者評価「改善すべき事項」（過去 3 か年）	
	14	決算書（令和元年度から令和 3 年度まで） ※社会福祉法人の場合は、貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書、財産目録を提出すること。それ以外の法人については、法令等により作成が求められている計算書類を提出すること。	
	15	財務状況チェックシート	様式 7

建築に関する相談事項と問合せ先

建築確認申請等について

当該用地は、府中市及び調布市の2市にまたがっているため、両市のまちづくりに関する条例等の基準を満たす必要があります。したがって、両市の都市計画担当部署との調整が必要になります。

また、両市では、建築物や工作物の確認、許可及び指導を行っております。建築確認申請、建築基準法上の道路種別の確認等については、両市の担当部署までお問い合わせください。関係する部署の問合せ先は以下のとおりです。

事業自体に関する問合せ先：東京都三鷹市野崎1-1-1

三鷹市役所健康福祉部障がい者支援課 0422-29-9232

府中市		調布市	
都市整備部 建築指導課		都市整備部 建築指導課	
業務内容	担当係	業務内容	担当係
建築確認概要書の閲覧に関する こと 確認済証・中間検査済証・完了検査済証等の交付に関する こと 位置指定道路図の写しの交付に 関すること 違反建築物の調査及び是正に 関すること 建築リサイクル法に関する こと	管理係 042-335-4476、 4479 (ダイヤルイン)	建築基準法や関係法令に基づく許可、 認定など 建築物の建築確認申請書 などの審査 建築物などの検査	審査係 042-481-7515 (ダイヤルイン)
建築確認申請の審査及び検査に 関すること 建築基準法の許可及び認可に 関すること 都市計画法第53条、第65条の 許可に関する こと 東京都建築安全条例及びバリア フリー法に 関すること	審査係 042-335-4034、 4417 (ダイヤルイン)	違反建築物などの調査、摘発、 是正指導 建設リサイクル法に基づく 現場の実態調査と違反現場 に対する是正指導 建築確認申請などの構造 審査と設備審査	構造設備監察係 042-481-7514、 7516、7517 (ダイヤルイン)

府中市・調布市関係部課一覧

府中市		調布市	
都市整備部 計画課		都市整備部 都市計画課	
業務内容	担当係	業務内容	担当係
都市計画に関する相談 開発行為や中高層建築物等の指導・協議 近隣住民と建築主との間の紛争の調整 景観の相談	042-335-4412、4334、4335 (ダイヤルイン)	街づくり条例に基づく開発事業	開発景観係 042-481-7442 (ダイヤルイン)
		景観条例に基づく届出など 景観法その他景観に関する法令に基づく景観形成の推進	
都市整備部 管理課		都市整備部 道路管理課	
業務内容	担当係	業務内容	担当係
道路証明、境界証明等に関する事務 道路と隣接する土地の境界確定の申請に関する事務	公共物管理係 042-335-4794 (ダイヤルイン)	道路や水路の占用、道路上での作業や工事の許可申請 道路復旧費、道路と水路の占用料の徴収	維持管理係 042-481-7405、7408、7409、7725 (ダイヤルイン)
道路占用許可申請に関する事務 道路使用許可願に関する事務	監察係 042-335-4328 (ダイヤルイン)	道路と水路境界の調査、査定 道路に関する諸証明の発行	財産管理係 042-481-7406、7411、7571 (ダイヤルイン)

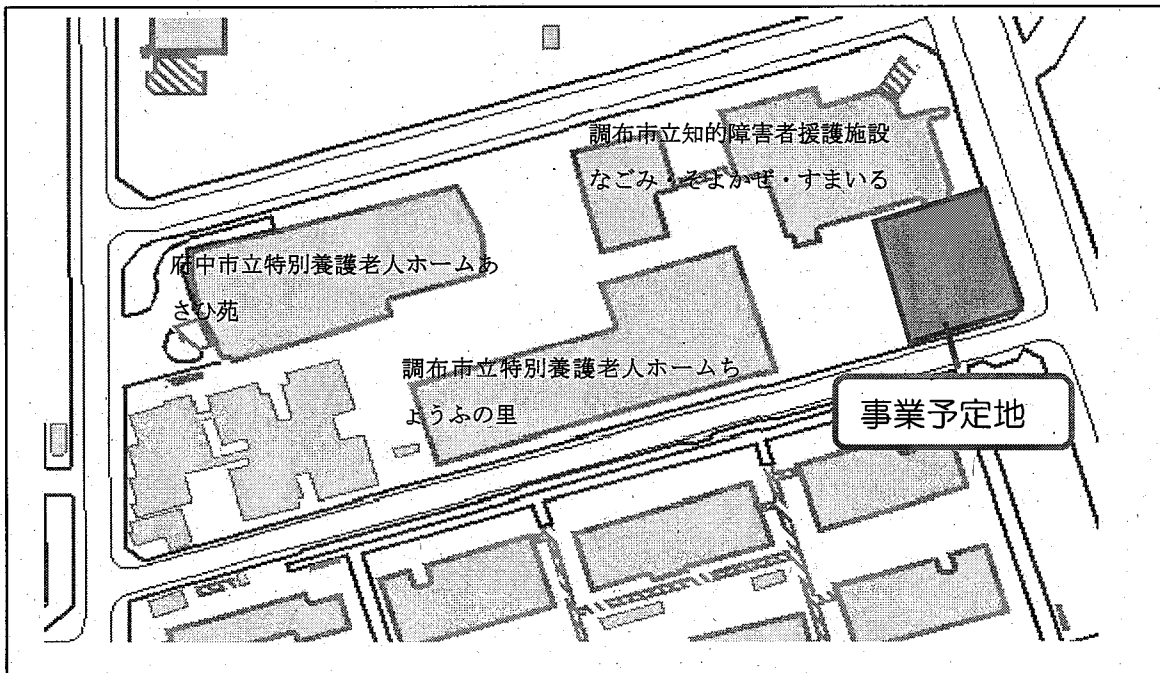
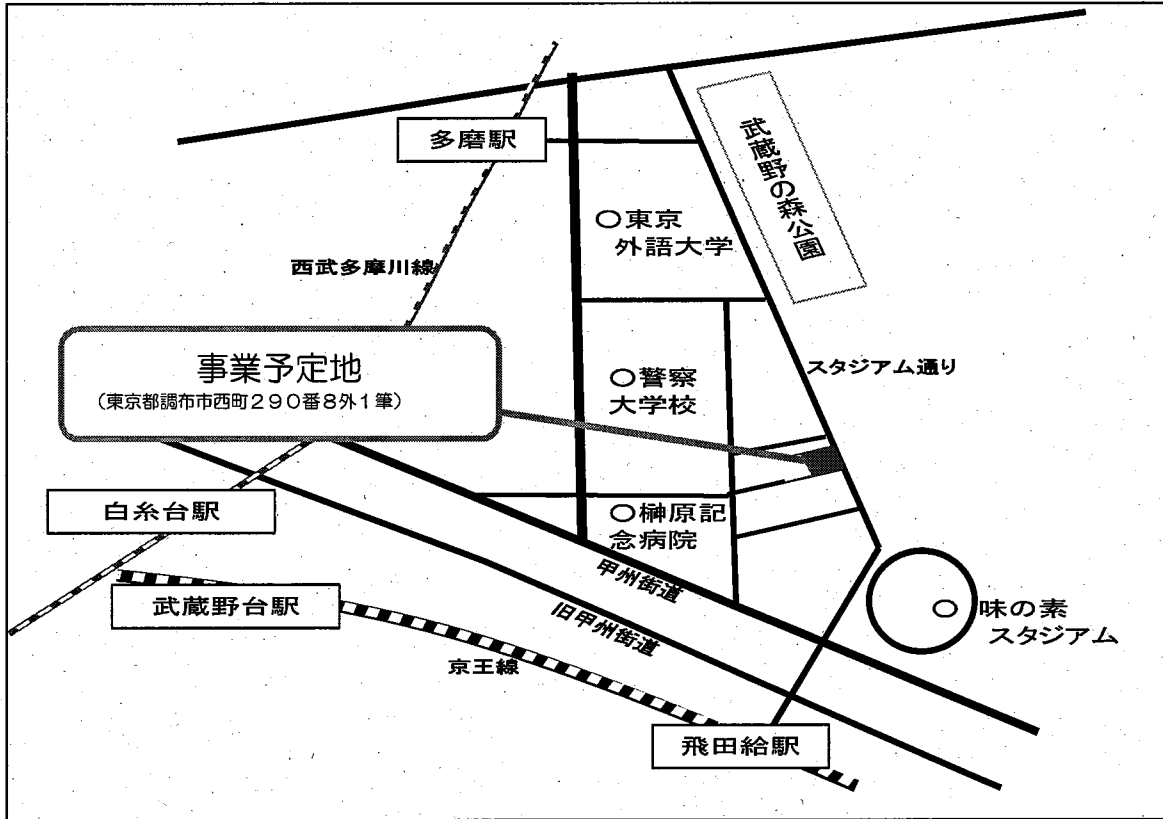
府中市		調布市	
都市整備部 下水道課		都市整備部 下水道課	
業務内容	担当係	業務内容	担当係
下水道に関する こと	042-335-4381 (ダイヤルイン) 〒183-0056 東京都府中市寿町 1-5 府中駅北第2庁舎	排水設備の届出、 検査	業務係 042-481- 7229、7231 (ダイヤルイン)
文化スポーツ部 ふるさと文化財課		教育部 郷土博物館	
業務内容	担当係	業務内容	担当係
埋蔵文化財に関 すること	調査係 042-335-4473 (ダイヤルイン) 〒183-0023 東京都府中市宮町 3-1 ふるさと府中歴史 館	埋蔵文化財に関 すること	事業文化財係 042-481-7656 (ダイヤルイン) 〒182-0026 東京都調布市小島 町 3-26-2
特に住所の記載がない部課の住所： 〒183-8703 東京都府中市宮西町2-24		特に住所の記載がない部課の住所： 〒182-8511 東京都調布市小島町2-35-1	

上水道に関する問合せ

東京都水道局			
府中サービスステーション		調布サービスステーション	
業務内容	担当係	業務内容	担当係
給水装置図面の 閲覧/抄本の交 付、給水装置工 事に関する こと	〒183-0056 東京都府中市寿町 3-4-6 042-340-5633	給水装置図面の 閲覧/抄本の交 付、給水装置工 事に関する こと	〒182-0022 東京都調布市国領町 7-29-5 042-443-2512

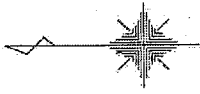
■ 現地案内図

(京王線飛田給駅から徒歩15分)



※国土地理院発行電子国土基本図を使用

地積測量図



地番	① 290-3	X n	Y n	(X n+1-X n-1) Y n	備考
測点					
SSH-3	-37142.769	-27663.005	-537385.66115	コンクリート柱	〇
SSH-3-1	-37145.312	-27676.480	880684.479360	プラスチック板	
SSH-3-2	-37174.971	-27683.105	450882.197722	板	
P-5	-37186.149	-27683.343	-283164.025148	コンクリート柱	〇
P-7	-37184.735	-27661.189	-729168.920040	コンクリート柱	〇
		借面積	958.037779		
		地積	429.02		m ²

地番	① (B) 17-	X n	Y n	(X n+1-X n-1) Y n	備考
測点					
SSH-3-1	-37145.312	-27678.480	-880685.099690	プラスチック板	
SSH-3-1	-37160.175	-27682.817	889981.958332	プラスチック板	
SSH-3-2	-37174.971	-27685.246	688483.358816	板	
SSH-3-2	-37174.971	-27663.106	-826687.379376	板	
		借面積	511.569192		
		地積	255.78		m ²

総計 684.808885

地番	① 290-7	X n	Y n	(X n+1-X n-1) Y n	備考
測点					
SSH-4-2	-37177.088	-27692.972	-197504.276304	コンクリート柱に板	
SSH-4-1	-37175.959	-27712.176	140856.800688	プラスチック板	
SSH-4	-37182.901	-27719.051	56777.894489	コンクリート柱に板	
		借面積	132.098683		
		地積	66.3844015		m ²

地番	① (A) 17-3	X n	Y n	(X n+1-X n-1) Y n	備考
測点					
SSH-4-1	-37175.959	-27712.176	-558582.645222	プラスチック板	
SSH-9	-37182.901	-27717.629	-711892.583236	コンクリート柱に板	
SSH-8-1	-37180.176	-27692.972	499772.268399	プラスチック板	
SSH-8-2	-37175.608	-27685.246	76794.927318	板	
SSH-4-2	-37177.088	-27692.972	-6960.935972	コンクリート柱に板	
		借面積	-1241.096619		
		地積	626.54		m ²

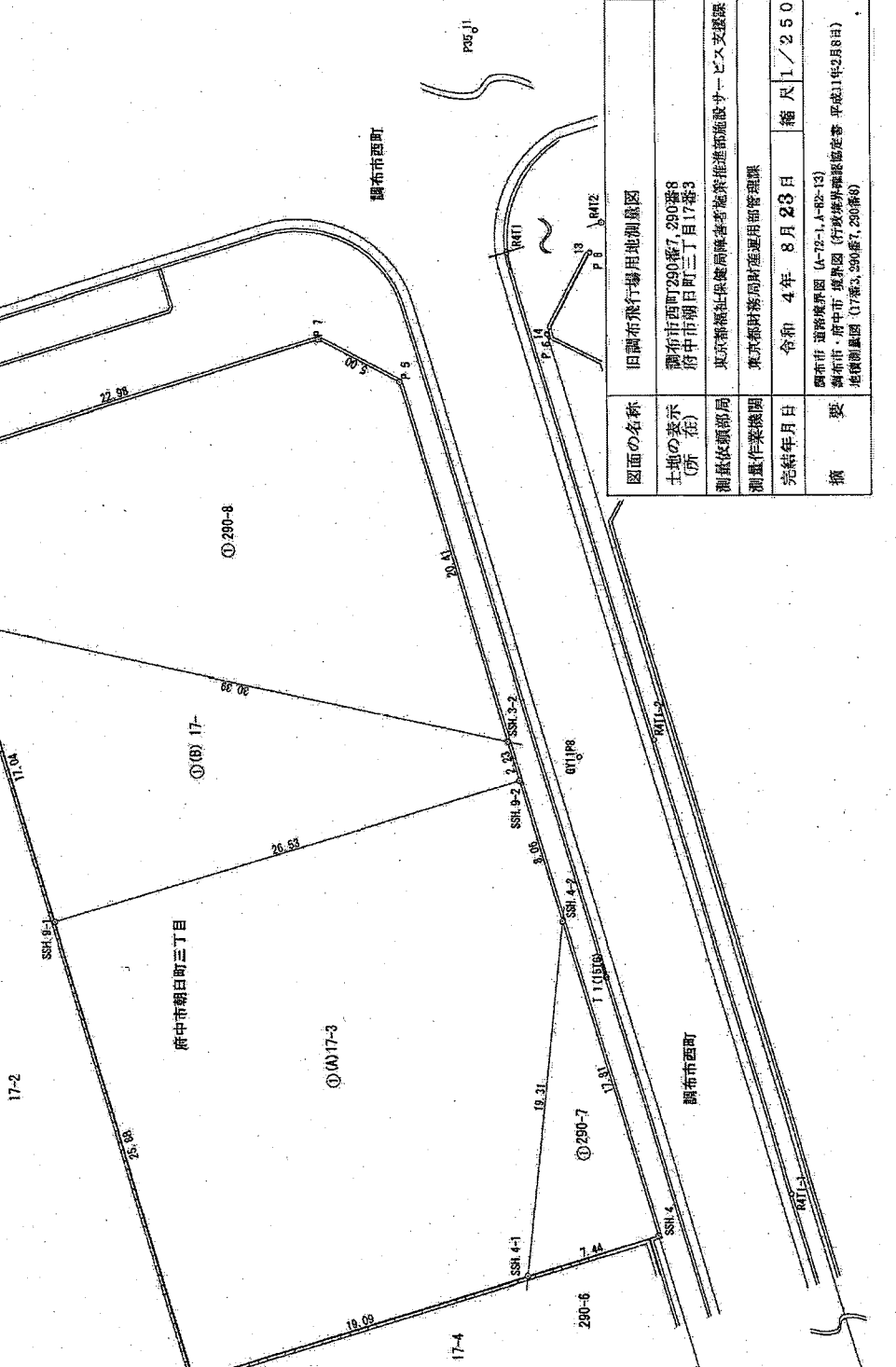
総計 688.8627110

成果表

測点名	X	Y	座標	備考
T 1 (1516)	-37235.571	-27897.731	座標(国土院測量所)	
T 2 (1515)	-37213.495	-27897.817	座標(国土院測量所)	
T 3 (1514)	-37188.995	-27725.201	座標(国土院測量所)	
R41	-37175.064	-27656.506	板	
R42	-37284.597	-27619.798	板	
R43	-37087.263	-27685.077	板	
R41-1	-37190.321	-27707.816	板	
R41-2	-37182.957	-27683.055	板	
R41-3	-37141.783	-27664.503	板	

成果表

測点名	X	Y	座標	備考
P 3	-37235.104	-27885.143	コンクリート柱	〇
P 4	-37244.259	-27888.076	計算点	
P 6	-37177.281	-27680.981	計算点	
P 8	-37179.614	-27656.589	計算点	
P 5	-37173.089	-27635.557	計算点	
P 7	-37095.668	-27682.935	計算点	
G11P7	-37160.728	-27768.834	板	
G11P8	-37178.858	-27683.976	板	
G11P9	-37138.224	-27675.120	計算点	
11	-37173.089	-27635.537	板	〇
12	-37178.607	-27656.580	コンクリート柱	〇
14	-37177.249	-27680.977	板	〇
19	-37095.659	-27682.925	コンクリート柱	〇

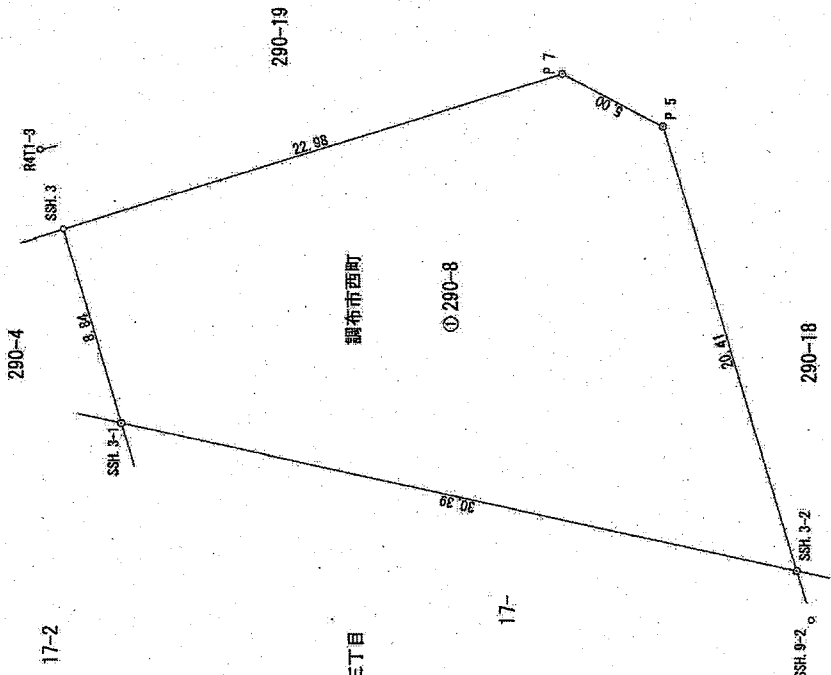
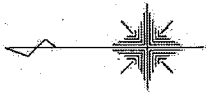


図面の名称	旧調布飛行場用地測量図
土地の表示(所在)	調布市西町290番7, 290番8 府中市朝日町三丁目17番3
測量依頼機関	東京都福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課
測量作業機関	東京都財務局財産運用部管理課
完成年月日	令和 4年 8月 23日
縮尺	1/250
備考	調布市 測量課 図 (A-72-1, A-R2-13) 調布市・府中市 測量図 (行政境界線協定書 平成11年2月8日) 地積測量図 (17番3, 290番7, 290番8)

A3をA4に縮小

地積測量図

地番 290-8
土地の所在 調布市西町



求積表

地番	① 290-8	X_n	Y_n	$(X_{n+1} - X_{n-1}) Y_n$	備考
SSH 3	-37142.789	-27668.005	-537895.961115		コンクリート杭
SSH 3-1	-37145.312	-27676.480	890884.479360		プラスチック板
SSH 3-2	-37174.971	-27683.106	659882.197722		鉄
P 5	-37169.149	-27683.543	-283164.020146		コンクリート杭
P 7	-37164.735	-27681.189	-729148.942040		前コンクリート杭
		倍面積	858.047779		
		面積	428.0238895		
		地積	428.02		m ²

成果表

測点名	X	座標 Y	座標	備考
SSH 9-1	-37150.175	-27692.817		プラスチック板
SSH 9-2	-37175.608	-27685.246		鉄
GY1P8	-37178.868	-27683.976		鉄
T 2	-37213.495	-27807.617		鉄(調布市測量所測量所)
T 3	-37188.995	-27725.301		鉄(調布市測量所測量所)
R4T1	-37175.064	-27656.504		鉄
R4T2	-37294.897	-27618.796		鉄
R4T1-3	-37141.783	-27664.503		鉄

測 地 系	任意座標系
平面直角座標系	以差
縮 尺 係 数	0.99900
測 量 年 月 日	令和 4 年 8 月 10 日

※調布市測量所測量所に登録されている測量点は、後継測量法に基づき、測量法は行われていない。日本測地学会

東京都財務局 財産運用部 管理課
東京都主事 梅林 忠寧

申請人 小池百合子

東京都知事 小池百合子

縮尺 250

製作者 (令和 4 年 8 月 23 日作成)

12. 13

地積測量図

(A)17-3, (B)17-

地番

府中市朝日町三丁目

土地の所在

求積表

地番	① (A)17-3	X_n	Y_n	$(X_{n+1}-X_n-1) \cdot Y_n$	備考
測点					
SSH 4-1	-37175.859	-27712.176	-56389.645072	プラステック板	
SSH 9	-37157.561	-27717.629	-711899.563236	コンクリート板に板	
SSH 9-1	-37150.175	-27692.817	49972.269399	プラステック板	
SSH 9-2	-37175.608	-27685.246	767794.927318	板	
SSH 4-2	-37177.908	-27682.972	6950.935972	コンクリート板に板	
倍面積			-1241.096619		
面積			620.5483095		
地積			620.54	m ²	

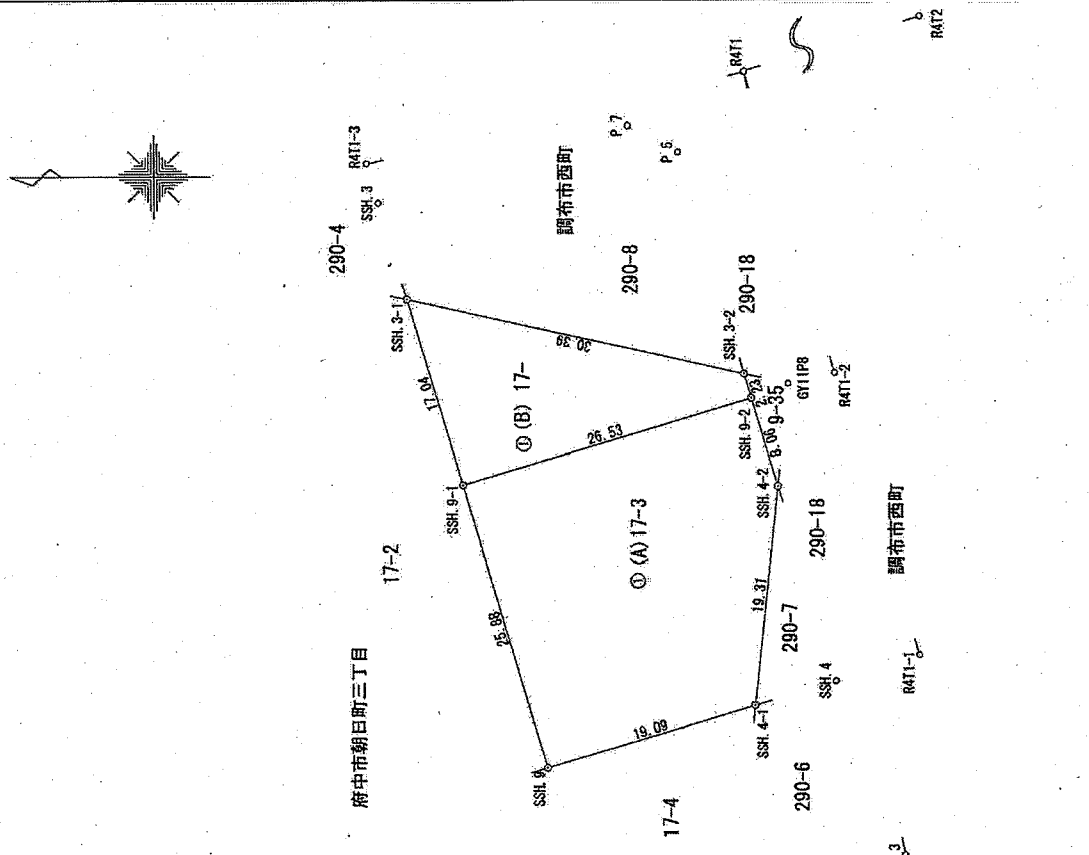
地番	② (B)17-	X_n	Y_n	$(X_{n+1}-X_n-1) \cdot Y_n$	備考
測点					
SSH 3-1	-37145.312	-27676.480	-66265.980800	プラステック板	
SSH 9-1	-37150.175	-27692.817	834981.583822	プラステック板	
SSH 9-2	-37175.608	-27685.246	684483.359816	板	
SSH 3-2	-37174.971	-27683.106	-838687.379376	板	
倍面積			511.566192		
面積			255.7830960		
地積			255.78	m ²	

成果表

測点名	X	座標	Y	座標	備考
P 5	-37169.149	-27663.543			コンクリート板
P 7	-37164.735	-27661.189			市コンクリート板
SSH 3	-37142.789	-27668.005			コンクリート板
SSH 4	-37162.991	-27710.051			コンクリート板に板
GT1PB	-37178.888	-27683.976			板
T 2	-37213.495	-27607.617			板(調布市西町西原町4番地)
T 3	-37188.095	-27725.301			板(調布市朝日町三丁目)
R4T1	-37175.064	-27656.504			板
R4T2	-37234.997	-27619.796			板
R4T1-1	-37190.321	-27707.816			板
R4T1-2	-37182.957	-27683.055			板
R4T1-3	-37141.783	-27664.503			板

測地系	任意座標系
平面座標	区系
縮尺係数	0.999909
測量年月日	令和4年8月10日

※調布市道筋測量図に記載されている測量点は、測量者による基本三角点等のバチマークと一致せずは、測量は行われていない 日本測地系



製作者

東京都財務局 財産運用部 管理課
東京都主事 梅林 忠孝

(令和4年8月23日作成)

申請人 東京都知事 小池百合子

縮尺 1/500

都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業実施要綱（障害）

	18福保障計第1342号
	平成19年3月23日
改正	19福保障計第1299号
	平成20年3月11日
改正	20福保障計第1247号
	平成21年3月25日
改正	22福保障計第1204号
	平成23年2月21日
改正	25福保障計第768号
	平成25年9月4日
改正	25福保障計第1418号
	平成26年2月26日
改正	26福保障計第1080号
	平成26年11月21日
改正	26福保障計第2064号
	平成27年4月1日
改正	27福保障計第2175号
	平成28年4月1日
改正	28福保障計第1883号
	平成29年3月21日
改正	29福保障施第4101号
	平成30年4月1日
改正	2福保障施第3825号
	令和3年4月1日

（趣旨）

第1条 この要綱は、「都有地等を活用した民間事業者支援制度に関する要綱」（平成14年10月28日付14財財総第210号知事決定）及び「『都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業』に係る財産処理等の方針について」（平成27年3月9日付26福保総企第748号知事決定）に基づき、東京都（以下「都」という。）が所有する土地（建物がある場合には、これを含む。以下「都有地等」という。）のうち未利用の都有地等の貸付けに係る基本的事項を定め、もって地域に密着した生活の場（以下「地域の福祉インフラ」という。）の整備を促進し、福祉改革の推進を図ることを目的とする。

（対象となる地域の福祉インフラ等）

第2条 この要綱の対象となる地域の福祉インフラは、次に掲げるものとする。

（1）共同生活援助事業所

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。

以下「障害者総合支援法」という。)に規定する共同生活援助の用に供する施設

(2) 日中活動系サービス事業所

障害者総合支援法に規定する生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援の用に供する施設

(3) 児童発達支援センター又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を行う事業所

児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童発達支援センター又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援の事業の用に供する施設

(4) 主として重症心身障害児を通わせる放課後等デイサービス

児童福祉法に規定する放課後等デイサービスのうち、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)に定める人員に関する基準を満たす主として重症心身障害児を通わせる事業所

2 前項(1)及び(2)に定める対象施設に、障害者総合支援法、医療法(昭和23年法律第205号)、健康保険法(大正11年法律第70号)、介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する別表1-1の事業種別の用に供する施設若しくは事業所を併設する場合、前項(3)に定める対象施設に、児童福祉法、医療法、健康保険法、介護保険法に規定する別表1-2の事業種別の用に供する施設若しくは事業所を併設する場合、又は前項(4)に定める対象施設に、児童福祉法、医療法、健康保険法、介護保険法に規定する別表1-3の事業種別の用に供する施設若しくは事業所を併設する場合であって、以下の条件を全て満たす場合については、所有地等の貸付けを行うことができるものとする。

- (1) 当該所有地の借受者が併設する施設又は事業所(以下「併設施設等」という。)の整備及び運営を行うこと。
- (2) 併設施設等を整備することについて、当該所有地等の所在する区市町村の長(以下「関係区市町村長」という。)からの要請があること。
- (3) 併設施設等が対象施設の延床面積を超えない規模のものであること。なお、併設施設等を複数整備する場合の合計延床面積についても対象施設の延床面積を超えない規模のものであること。

(対象となる所有地等)

第3条 この要綱の対象となる所有地等は、都において利用予定のないものの中から、財務局長が決定する。

(貸付けの対象となる民間事業者)

第4条 所有地等の貸付対象者は、福祉保健局長が別に定める民間事業者のうち、対象となる所有地等において地域の福祉インフラを整備運営するものとする。

(貸付条件)

第5条 所有地等を前条の定める民間事業者に貸し付ける条件(以下「貸付条件」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 第2条に定める地域の福祉インフラを含めた施設を整備運営するために使用すること。
- (2) (1)の事業を行うために必要な施設、設備等は、借受者の負担で設置すること。
- (3) 施設、設備等の維持管理に係る費用を借受者が負担すること。

- (4) (1)の事業が、貸し付ける都有地等及びその周辺地域の安全、環境等に影響を及ぼさないよう配慮すること。
- (5) 第三者に転貸しないこと。
- (6) 第11条に定める貸付期間の満了のとき、借受者側の理由により貸付契約を打切るとき又は第14条第2項後段に定める貸付契約の解除のときは、借り受けた都有地等を直ちに借受者の負担により施設、設備等の撤去等を行い、原状に回復させ、返還すること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、福祉保健局長が必要と認める条件

(公募)

第6条 福祉保健局長は、関係区市町村長と協議の上、都有地等の借受者を公募する。

- 2 福祉保健局長は、前項に定める公募に関する事務を関係区市町村長に委任することができる。
- 3 公募に応じる者(以下「応募者」という。)は、都有地等借受申請書(別記第1号様式)2部を福祉保健局長に提出しなければならない。
- 4 貸付対象となる都有地等の所在、面積その他公募に必要な事項は、別途福祉保健局長が定める。

(関係区市町村長への意見聴取)

第7条 福祉保健局長は、公募の期間満了後、前条第3項の規定に基づき提出された都有地等借受申請書のうち1部を、関係区市町村長に速やかに送付し、応募者についての意見聴取を依頼する。依頼を受けた区市町村長は、書面によりその意見を福祉保健局長に通知する。

(審査会)

第8条 福祉保健局長は、前条の借受対象候補者について、借受者としての適格性等を審査するため、都有地等利用事業者選定審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

- 2 審査会は、福祉保健局長が別に定める審査基準に基づき、適正に審査しなければならない。
- 3 審査会の委員は、別表2のとおりとする。

(借受者の決定等)

第9条 福祉保健局長は、審査会の審査を経て貸付けの適否を決定し、貸し付けることを決定したときは都有地等貸付決定通知書(別記第2号様式)により、貸し付けないことを決定したときは都有地等不貸付決定通知書(別記第3号様式)により、その旨を応募者に通知する。

- 2 福祉保健局長は、財務局長及び関係区市町村長に対し、借受者を通知する。

(貸付契約)

第10条 東京都知事は、前条第1項の規定により貸付けを決定した者と貸付契約を締結する。

- 2 土地の貸付契約の形態は、借地借家法(平成3年法律第90号)第22条に基づく定期借地権

設定契約とする。ただし、日中活動系サービス事業所、児童発達支援センター、児童発達支援事業を行う事業所、医療型児童発達支援事業を行う事業所又は主として重症心身障害児を通わせる放課後等デイサービスについては、同法第23条に基づく事業用定期借地権等設定契約とすることができる。

建物の貸付契約の形態は、同法第38条に基づく定期建物賃貸借契約とする。

(貸付期間)

第11条 土地の貸付けにおける貸付期間は、定期借地権設定契約については50年、事業用定期借地権等設定契約については10年以上50年未満（ただし、施設整備に当たり補助制度を活用する場合は、定期借地権の設定期間が原則として財産処分制限期間以上であること。）とする。

建物の貸付けについては、都における将来の利用計画など当該所有地等の個別の事情等を勘案し、別に定める公募要項において定めるものとする。

(貸付料及び保証金等の減額)

第12条 貸付料及び保証金又は敷金は、都において別途決定する。

2 前項の貸付料の決定に当たって、第2条に定める貸付対象施設を整備する場合は、併設施設等のうち、医療法に規定する診療所の整備に用いる所有地等に係る部分を除き、通常に算定された額から50%の減額を行う。ただし、土地の貸付けにおいて、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間に公募を開始した案件については、貸付対象となる土地の1㎡当たりの更地価格（以下「土地価格」という。）によって減額率が変わる仕組みとし、土地価格が都内住宅地の地価公示平均額を考慮して設定した1㎡当たり370,000円（以下「一定額」という。）を超える場合には、以下の計算式によって減額率を算定する。

この場合、減額率については、小数点以下第2位までとする（小数点以下第3位がある場合、これを四捨五入する。）。

減額率 = $1 - \{(\text{土地価格} - \text{一定額}) \times 0.1 + \text{一定額} \times 0.5\} \div \text{土地価格}$

3 土地を貸し付ける場合の保証金は、定期借地権設定契約の場合、貸付料月額額の30月分とし、事業用定期借地権等設定契約の場合、貸付料月額額の12月分とする。

建物を貸し付ける場合の敷金は近傍類似の賃貸事例を考慮して設定するものとする。

ただし、土地の貸付けにおいて、平成26年8月20日以降に公募を開始した案件については、都と区市町村との間で補償に関する協定を締結する場合には、東京都公有財産規則（昭和39年東京都規則第93号）第36条の2第1項ただし書に定める取扱いをすることができる。

(貸付料の改定)

第13条 都は、前条第1項の貸付料が土地価格の変動により若しくは近隣の土地若しくは建物の貸付料と比較して不相当となった場合又は貸付けの対象施設に関する補助制度の変更等の状況の変化があった場合には、貸付料を改定することができる。

(使用状況の確認)

第14条 福祉保健局長は、土地の使用方法が貸付条件に適合しているか等を確認するため、必要に応じ、調査を行うものとする。

2 福祉保健局長は、前項の調査において、その使用方法が不適切と認めたときは、借受者に対し改善を勧告するものとする。勧告により、改善がみられない場合は、貸付契約を解除するものとする。

3 福祉保健局長は、報告期限を定めて、借受者に借受都府県等使用状況報告書（別記第4号様式）を提出させるものとする。

4 福祉保健局長は、財務局長から求めがあった場合は、第1項の調査を行い、財務局長に報告するものとする。

（貸付けの開始時期）

第15条 この要綱による貸付契約に基づく貸付けは、令和9年3月31日までに開始するものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、福祉保健局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年3月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1-1 (第2条関係)

第2条第2項に定める事業

事業種別	主な根拠規定
相談支援	障害者総合支援法第5条第16項
診療所	医療法第1条の5第2項
訪問看護事業所	健康保険法第88条1項 介護保険法第8条4項

別表1-2 (第2条関係)

第2条第2項に定める事業

事業種別	主な根拠規定
放課後等デイサービス	児童福祉法第6条の2の2第4項
保育所等訪問支援	児童福祉法第6条の2の2第5項
障害児相談支援	児童福祉法第6条の2の2第6項
診療所	医療法第1条の5第2項
訪問看護事業所	健康保険法第88条1項 介護保険法第8条4項

別表1-3 (第2条関係)

第2条第2項に定める事業

事業種別	主な根拠規定
保育所等訪問支援	児童福祉法第6条の2の2第5項
障害児相談支援	児童福祉法第6条の2の2第6項
診療所	医療法第1条の5第2項
訪問看護事業所	健康保険法第88条1項 介護保険法第8条4項

別表2（第8条関係）

都有地等利用事業者選定審査会委員構成

1	福祉保健局障害者施策推進部長
2	福祉保健局総務部企画政策課長
3	福祉保健局総務部計理課長
4	福祉保健局総務部契約管財課長
5	福祉保健局障害者施策推進部計画課長
6	福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課長
7	福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課長
8	福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課長
9	その他、福祉保健局長が必要と認めた者

都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業（障害）の
貸付対象事業者について

	18福保障計第1342号
	平成19年3月23日
改正	20福保障計第1247号
	平成21年3月25日
改正	25福保障計第768号
	平成25年9月4日
改正	25福保障計第1418号
	平成26年2月26日
改正	26福保障計第1080号
	平成26年11月21日
改正	28福保障計第1883号
	平成29年3月21日
改正	29福保障施第4101号
	平成30年4月1日

都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業実施要綱（平成19年3月23日付18福保障計第1342号）第4条に規定する貸付対象者は、以下に定める民間事業者とする。

1 共同生活援助事業所

- (1) 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
- (2) 医療法第39条に規定する医療法人
- (3) 特定非営利活動促進法第2条に規定する特定非営利活動法人
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人
- (5) 日本赤十字社法に規定する日本赤十字社
- (6) 会社法第2条第1号に規定する会社
- (7) 前各号に定めるもののほか、福祉保健局長が認める事業者

2 日中活動系サービス事業所

- (1) 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
- (2) 医療法第39条に規定する医療法人
- (3) 特定非営利活動促進法第2条に規定する特定非営利活動法人
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人
- (5) 日本赤十字社法に規定する日本赤十字社
- (6) 会社法第2条第1号に規定する会社
- (7) 前各号に定めるもののほか、福祉保健局長が認める事業者

3 児童発達支援センター又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を行う事業所

- (1) 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
- (2) 医療法第39条に規定する医療法人
- (3) 特定非営利活動促進法第2条に規定する特定非営利活動法人
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人

- (5) 日本赤十字社法に規定する日本赤十字社
- (6) 会社法第2条第1号に規定する会社
- (7) 前各号に定めるもののほか、福祉保健局長が認める事業者

4 主として重症心身障害児を通わせる放課後等デイサービス

- (1) 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
- (2) 医療法第39条に規定する医療法人
- (3) 特定非営利活動促進法第2条に規定する特定非営利活動法人
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人
- (5) 日本赤十字社法に規定する日本赤十字社
- (6) 会社法第2条第1号に規定する会社
- (7) 前各号に定めるもののほか、福祉保健局長が認める事業者

都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業（障害）
に関する利用事業者審査基準

18福保障計第1342号
平成19年3月23日
改正 20福保障計第1247号
平成21年3月25日

都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業実施要綱（平成19年3月23日付18福保障計第1342号）第8条第2項に規定する利用事業者の審査基準は次のとおりとする。

（1）組織運営に関する事項

- 1-1 それぞれの法人類型に応じた法律の規定、指導基準等に基づき、適切な構成の運営組織による事業運営が行われると認められること。
- 1-2 当該事業の事業内容について、理解と熱意を十分に有していること。
- 1-3 指導検査等において、過去に問題点がないか、あるいは過去に指摘された問題点が十分に改善されていること。

（2）財政運営に関する事項

- 2-1 施設整備資金のほかに事業開始当初の運営資金が確実に確保されていること。
- 2-2 法人としての財政状況及び収支状況が健全であること。

（3）事業運営に関すること

- 3-1 当該事業を実施するにあたって必要な事業者指定等を受ける見込みがあること。
- 3-2 当該事業の経験のある社会福祉法人、医療法人等との連携を図ることができ、必要に応じてその支援を得られること。
- 3-3 法令に基づく施設の最低基準その他の要件を満たしていること。

（4）事業計画に関すること

- 4-1 当該土地に当該施設の建設が可能であり、建築確認の見通しが確実であること。
- 4-2 計画にあたって当該区市町村の理解が得られていること。
- 4-3 当該建物は、当該施設に改修が可能であること（建物を改修して利用する場合）。
- 4-4 当該事業を継続的・安定的に運営するために必要な資金計画・収支計画が策定されており、事業開始から10年以上継続して事業を行う見込みがあること。

(5) その他

5-1 事業計画や過去の実績等を総合的に勘案し、安定的な事業運営が図られ、質の高いサービスが継続的に提供されると判断されること。

以上に定めるものの他、福祉保健局長は、個別事案に応じて、必要な審査基準を別途定めることができるものとする。